

令和4年度  
START!

# 松本市結婚新生活支援事業補助金

松本市で新生活をスタートさせる新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅費用等を補助します！



◆補助額 **最大 40万円**

夫婦ともに29歳以下であれば

**最大 70万円**

◆申請期間 令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

◆対象世帯

- ・ 令和4年1月1日～令和5年3月31日までに入籍した世帯
  - ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
  - ・ 夫婦の令和3年分の所得の合計金額が400万円未満の世帯
- ※ 詳しくは裏面のフローチャートをご覧ください。

◆対象経費

住宅の取得費用

新築  
中古



建物の購入費のみ  
(土地の購入費を  
除く)

住宅の賃借費用



賃料、敷金、  
礼金、共益費、  
仲介手数料のみ

引越費用



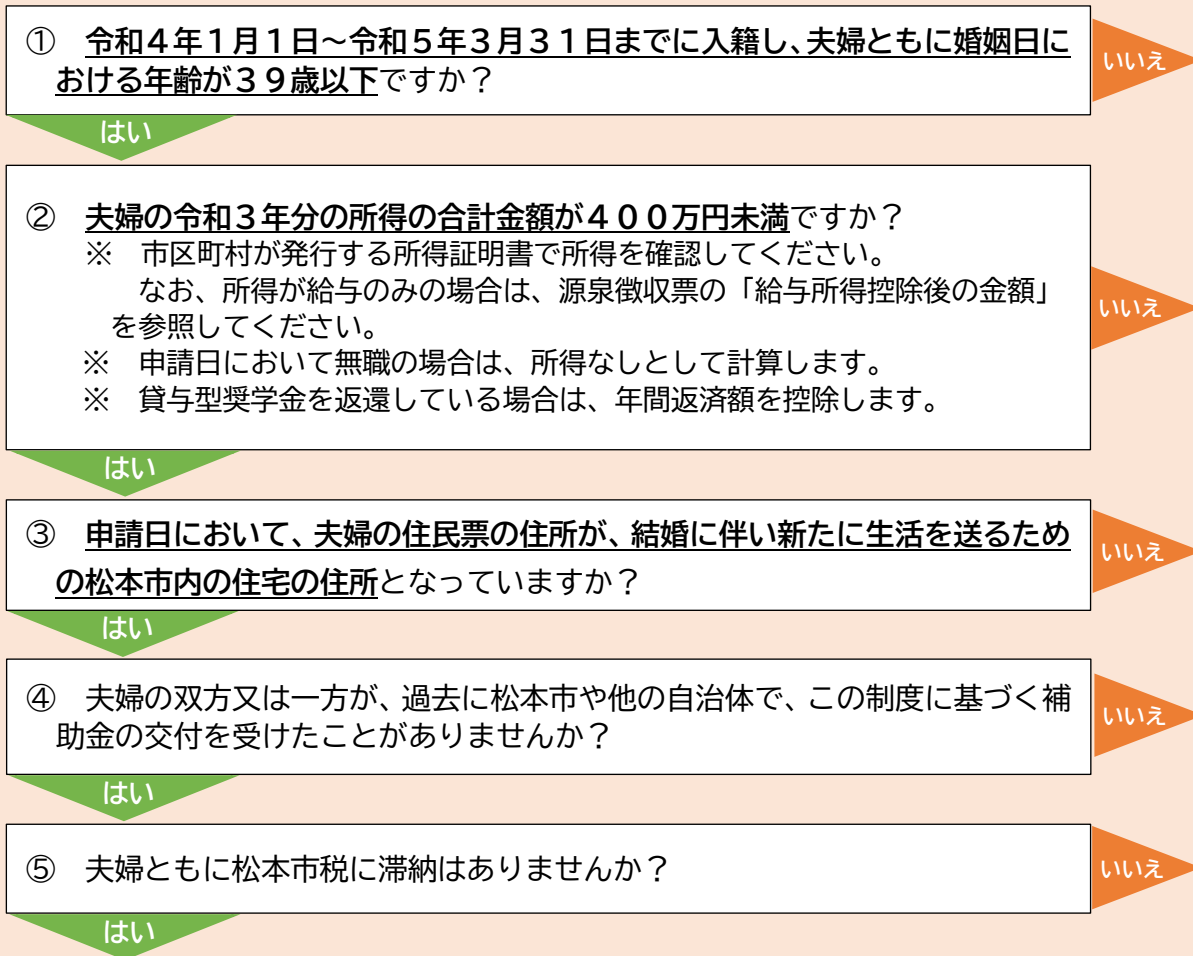
引越業者や運送業  
者に支払った引越  
費用

リフォーム費用



住宅の機能の維持  
又は向上のために行う  
修繕、増築、改築、設  
備更新等の工事費用

## ◆対象世帯のフローチャート



対象世帯となる可能性がありますので、下記窓口までご相談ください。

## ◆補助額

・夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円+**上乗せ10万円** → **最大70万円**

・夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円+**上乗せ10万円** → **最大40万円**

※ 上限を超えた住宅取得費用又はリフォーム費用に対して、松本市独自で10万円を限度に、上乗せ補助します。



## ◆申請・問い合わせ先

補助金の申請を希望される方は、事前にご相談ください。  
詳しい内容については、ホームページをチェック！

松本市役所 住民自治局 移住推進課（市役所本庁舎1階）  
住 所：〒390-8620 松本市丸の内3番7号  
電 話：0263-34-3193（直通）F A X：0263-34-3493  
メール：matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp

